令和7年度から 国民健康保険税の税率などを改定します

令和7年度の改定内容

令和6年度	所得割率	均等割額	賦課限度額
医療給付費分（0～74歳）	7.30%	2万7000円	65万円
後期高齢者支援金分（0～74歳）	2.30%	7800円	22万円
介護納付金分（40～64歳）	1.80%	9800円	17万円
合計	11.40%	4万4600円	104万円

令和7年度	所得割率	均等割額	賦課限度額
医療給付費分（0～74歳）	7.87%	3万7000円	65万円
後期高齢者支援金分（0～74歳）	2.63%	1万1600円	24万円
介護納付金分（40～64歳）	2.23%	1万3500円	17万円
合計	12.73%	6万2100円	106万円

国民健康保険税（国保税）の計算の仕組み

実際はどれくらいになるんだろう？

国保税は、個人ごとに医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の所得割額・均等割額をそれぞれ算出し、最終的に世帯で合算した金額です。
ただし、介護納付金分は、40歳以上64歳以下（介護第2号被保険者）のみ算出の対象としています。
※均等割額欄の金額は、一人当たりの基本税額です。
※所得割額欄の金額は、給与等の収入から経費や43万円の基礎控除を除いた所得に所得割率を乗じて算出します。

税率改定により次のように税額が変わります。

45歳単身・自営業

営業所得:200万円

改定前	改定後
22万3500円	26万1800円

年額3万8300円増

42歳夫婦と10歳子ども

夫の所得:300万円
（給与収入なら430万円程度）

改定前	改定後
41万6900円	49万9800円

年額8万2900円増

70歳夫婦

年金生活

年金収入:夫210万円
→所得の少ない世帯に該当し、均等割額5割の軽減を適用

改定前	改定後
8万9500円	10万8300円

年額1万8800円増

忘れずに! 国民健康保険の 加入・脱退は早めの届出を!

就職・退職等で国民健康保険に加入・脱退する際は届出が必要です。
対象者全員分のマイナンバーがわかるものと下記の書類を保険年金課又はサービスセンターにご持参ください。

加入時　健康保険の資格喪失日がわかるもの
脱退時　健康保険の資格取得日がわかるもの、国民健康保険資格確認書（または保険証）

その他の手続きについては、市HPで確認いただくか、保険年金課保険税係（048-922-1592）までお問い合わせ下さい。

CHECK!→

CHECK! 所得の少ない世帯の 保険税軽減制度があります。

軽減の判定を行うには、収入などの申告が必要です。
収入がない人や、障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの人も市民税・県民税の申告をしてください。

・65歳以上で前年度市民税申告をされた方
・23歳以上64歳未満で前年度申告をされなかった方

に1月28日に申告用紙とご案内を発送しました。

令和7年度の納税通知書は、6月中旬に世帯主に送付します。

届いた納税通知書にて令和7年度の保険税額をご確認ください。
なお、世帯主が別の保険に加入していても、納税通知書は世帯主あてに送付する点にご注意ください。

どうして国民健康保険税は税率改定が必要なの？

税率がどう変わるのかはなんとなく分かったけど、**どうしてすぐに税率改定が必要なんだろう？**

大きく分けて**2つ**の理由が挙げられます。
①国保の運営が**大きく赤字**であること、
②埼玉県が示す**市町村標準保険税率に令和9年度までにそろえる**必要があることの2点です。

国民健康保険　特別会計

歳入	歳出
国保税	国保運営のための県への納付金等
赤字 一般会計からの補てん（法定外繰入金）	

一般会計からの補てん（法定外繰入金）

3億102万円（R4年度決算） ⇒ 11億3,309万円（R5年度決算） ⇒ 14億3,396万円（R6年度当初予算）

上図のとおり、国保の運営に**大きな赤字**が生じており、赤字分は**一般会計から補てん**しています。
分かりやすく言うと、国保税で運営すべき制度であるにも関わらず、**国保に加入していない市民の皆さまにもご負担をいただいている状態**です。

赤字は年々大きくなっているんだね。でも、そもそもどうして**赤字が生じてしまったの？**

高齢化の進展や医療の高度化等によって**1人当たりの医療費が増加**傾向にある一方で、社会保険の適用対象者の拡大や少子化の進行により、加入者の減少で**国保税の収入額が減少し続けていること**、**令和2年度以降税率を変更せずに運営してきたこと**から、赤字が増大し続けています。

市町村標準保険税率になぜそろえる必要があるの？

②「**市町村標準保険税率**」とは、国保の運営主体である**埼玉県が健全な国保運営に必要な財源の確保を目的として定めている基準**です。
埼玉県では**令和9年度に県内の市町村で導入する**ことが示されており、当市の税率は**埼玉県の基準を大きく下回るため、令和7年度から段階的に見直す**必要があります。

令和6年度草加市保険税率との差

	所得割率（%）	均等割額（円）
草加市	11.40	44,600
市町村標準保険税率（※）	15.38	89,745
差	3.98	45,145

※令和6年7月に埼玉県が示した令和9年度の見込み

Point! 国保税の使い道

国民健康保険税の支出の大部分は**保険給付（医療費）**に使われています。
草加市では、特定健診の受診の勧奨など予防医療の促進に努め、**長期的な医療費の削減**に取り組んでいます。

安心して医療が受けられる制度を維持するために、ご理解をお願いします。